

静岡市清水区袖師地区を中心とした地域づくりの推進に係る
合意書

静岡市(以下「甲」という。)とENEOS株式会社(以下「乙」という。)は、2021年7月14日に締結した「静岡市清水区袖師地区を中心とした次世代型エネルギーの推進と地域づくりに係る基本合意書」第2条第2項「「まち」と「みなと」が一体となった魅力的かつ持続可能な地域づくり」実現のための具体的な検討に向け、次のとおり合意書(以下「本合意書」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本合意書は、乙が所有する清水製油所跡地の一部(以下「地域づくりエリア」という。別表1参照)における地域づくり(以下「本地域づくり」という。)の実現に向け、土地開発手法並びに甲及び乙の役割を確認することを目的とする。

(基本認識)

第2条 甲は、地域づくりエリアにおける遊休地を有効活用することにより、土地の高度利用を図り、もって新たな雇用や魅力ある仕事を創出し、周辺市街地と一体となって地域経済を活性化することを基本認識とし、その一環として乙とともに本地域づくりを推進する。

2 乙は、前項の甲の基本認識に共感し、甲との相互協力により本地域づくりを推進する。

(土地開発手法)

第3条 本地域づくりは、土地区画整理法第3条第2項に規定する組合施行の土地区画整理事業により実施することを前提とする。

(土地売買)

第4条 甲は、本地域づくりの中核施設の整備用地に充てるため、前条に定める土地開発着手前に乙から地域づくりエリアの土地一部を取得することを、乙と検討する。

2 前条及び前項の実施にあたっては、静岡市議会の議決を前提とする。

(相互理解)

第5条 甲及び乙は、前条の検討の結果、甲が地域づくりエリアの土地一部を取得し、甲乙共同で第3条に定める組合施行の土地区画整理事業を実施した場合において、相手方の意思決定を尊重し、誠意をもって相互協力するものとする。

(役割分担)

第6条 前条の場合、乙は、土地区画整理事業の推進・運営に関する事項について主体的な役割を担うこととし、甲は、これに協力するものとする。

(本合意書の変更)

第7条 甲又は乙のいずれかが、本合意書の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うことができるものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本合意書に基づき協議し、その過程で知り得た情報を厳に秘密として保持し、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。本合意書の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令(甲の条例、規則等を含む。)により開示する場合は、甲及び乙は、甲又は乙以外の者に対し、本合意書に基づいて協議した経過で知り得た情報を提供することができる。

(その他)

第9条 本合意書に定めのない事項又は本合意書に定める事項について疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議して定めるものとする。

本合意書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

2025年8月15日

甲 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長

難波喬司

乙 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

ENEOS株式会社

代表取締役社長

山口敦治

別表1 (第1条関係)
地域づくりエリアの概要

所在	静岡県静岡市清水区袖師 1970 番ほか (ENEOS株式会社清水製油所跡地)
範囲	ENEOS株式会社清水製油所跡地のうち、約14ha
位置図	 <p>出典：国土地理院地図</p>